161

質問第一六一号平成二十一年二月二十六日提出

在ロシア日本国大使館及び大使公邸に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木宗男

在ロシア日本国大使館及び大使公邸に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」 (内閣衆質一七一第一二八号)を踏まえ、 再度質問する。

契約となっており、 旧 は 賃料が月額約九百五十六万円であるとされている「大使館」の旧建物と大使公邸については、 日本国大使館の旧事務所の建物及び大使公邸に係る賃借料については支払を行っているが、 シア日本国特命全権大使は、 省とロシア連邦政府との間で協議が続けられていることが明らかにされている。 七年三月三十日に完了し、新建物には賃料がかかっていないことが明らかにされている一方で、その合計 (平成十九年四月六日内閣衆質一六六第一四七号)二及び三についてでお答えしたとおり、 建物並びに大使公邸の月額約九百五十六万円にも上る賃料は支払われ続けているのかと問うたところ、 月額いくらか、 これまでの答弁書で、 :回答弁書」では「お尋ねについては、従来からの大使公邸を使用している。また、 「大使館」 不可分であるため、大使公邸のみの賃借料を個別に示すことは不可能である。」との 在ロシア日本国大使館 の新建物への移転が完了し、 現在どの建物を大使公邸として使用し、居住しているのか、 (以 下、 「大使館」という。)の新建物への移転が二〇〇 右の協議が完了していない今も、 前回質問主意書で、 お尋ねの在ロシア またそこの賃料 賃借料は 「大使館」 先の答弁書 現在も外務 在口 体 の

ため、 これまでの答弁書で明らかにされている、月額約九百五十六万円を現在も支払っているのか、 物並びに大使公邸のため、 賃借料については支払を行っている」とあり、 答弁がなされている。 大使公邸にのみ係る賃借料を示すことは出来ないとしているが、では外務省は、 右答弁には 現在も月額いくらの賃借料をロシア側に支払っているのか明らかにされたい。 「お尋ねの在ロシア日本国大使館の旧事務所の建物及び大使公邸に係る また「大使館」 の旧建物と大使公邸の賃借料は一体契約の 「大使館」の 明確な答弁 川建

外務省として、 「大使館」 の旧建物を現在も何らかの業務のため使用しているか。

を求める。

 \equiv 61 使館 ているのならば、それは予算の無駄遣い以外の何物でもないのではないか。そもそも「大使館」、 は外務省が当初から然るべき手続きをとっておけば、 「前回答弁書」 二で外務省として「大使館」の旧建物を何らかの業務のために使用せず、現在も一の賃借料を支払っ の移転に関し、 はじめこれまでの答弁書で外務省は、 予算を適正に執行していると考えている。」と述べているが、 新建物に機能を移転した後も旧建物に係る賃借料を 「大使館」 の運営について 「外務省としては、 その根拠を示された ひいて 大

支払い続ける必要はそもそもなかったのではないか。

外務省の見解如何。